

訴 状

平成16年9月10日

盛岡地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 佐々木 良博

同 上 小笠原 基也

当事者の表示 別紙当事者目録の通り

違法公金支出返還請求事件

訴訟物の価格 金160万円(算定不能による見なし額)

貼用印紙額 金1万3000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告盛岡市長は、谷藤裕明及び齋藤勲に対し、連帯して金6300万円及びこれに対する本訴状送達の日以降支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
 - 2 被告盛岡市水道事業管理者は、齋藤勲に対し、金1億2700万円及びこれに対する本訴状送達の日以降支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告

原告らはいずれも、盛岡市の住民である。

2 被告

被告は、盛岡市長及び盛岡市水道事業管理者である。

- 3 原告が被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める相手方である谷藤裕明（以下、谷藤裕明という）は、盛岡市の市長であり、盛岡市水道事業管理者からの交付請求に基づいて、平成16年3月、水道事業会計に対する出資金6300万円の支出を行った者である。

また、齋藤勲（以下、齋藤勲という）は、本請求に係る支出が行われた時点における盛岡市水道事業管理者であり、平成16年3月16日、盛岡市一般会計からの出資金を含めて築川ダム建設負担金として1億9000万円の支出を行った者である。

第2 築川ダムの開発による水道用水は需要が無い

- 1 「築川ダム建設事業に関する基本協定」（以下、「基本協定」という。）の締結と盛岡市水道事業第7次拡張計画変更認可

(1)平成5年3月18日、当時盛岡市水道事業者であった盛岡市長桑島博（以下、単に桑島博という）は、訴外河川管理者岩手県知事らと後記の内容の基本協定を締結した。

記

（共同工事の内容）

工事名	築川ダム建設工事
施工場所	（左岸）盛岡市川目第1地割字長口ウハナ地先 （右岸）盛岡市川目第2地割字長ウソ沢地先
工事費概算額	340億円

（共同工事費の負担割合）

河川管理者（岩手県知事）	88.41パーセント
かんがい事業者（岩手県知事）	0.29パーセント
盛岡市水道事業管理者	9.50パーセント
矢巾町水道事業管理者（矢巾町長）	1.50パーセント

(2)上記基本協定書の締結は、盛岡市水道事業第7次拡張計画変更認可に基づき、目標年次（平成28年度）の給水人口386,650人、1日最大取水量210,960m³と予測し、不足分31,000m³/日を築川ダムから新たに取水しようと計画したことによ

るものであった。そして、盛岡市水道事業第7次拡張計画変更認可においては、認可の日から平成28年度までを下記の通り4つの期に分け、段階的に整備することとされていた。

段階	期間	内容
第1期	認可の日から平成6年度	
第2期	平成7年度から平成9年度	平成7年度から新庄浄水場の稼働を開始する。
第3期	平成10年度から平成18年度	上記各浄水場に加えて、平成10年度から御所浄水場の稼働を開始する。
第4期	平成19年度から平成28年度	上記各浄水場に加えて、平成19年度から築川ダムからの取水による田の沢浄水場の稼働を開始する。

すなわち、盛岡市水道事業第7次拡張計画変更認可の内容は、平成18年度までは、既存の浄水場に加えて、新庄浄水場及び御所浄水場を稼働させることにより水需要に対応していくものの、平成19年度以降は水需要に対応できなくなるため、築川ダムからの取水による田の沢浄水場の稼働を開始することにより平成28年度までの水需要に対応していくが、平成29年度以降はさらなる水需要が生じ、上記各浄水場ではこれに対応することができなくなることから、別に定める第8次の拡張計画により対応することとする、というものであった。

2 盛岡市の水需給計画の見直しによる水需要の不存在

(1)ところが、上記基本協定締結後における人口増の停滞、一人あたりの原単位の伸び悩みにより、盛岡市は、平成11年6月、盛岡市は水需要計画を見直した。

その結果、平成28年度の給水人口が31万1500人、1日の給水量が13万3900となり、築川ダムからの取水を含まない給水能力(16万9150)でも、約3万5250の余裕が生じ、築川ダムからの取水がなくても将来の水需要に対応できることが明らかとなった。

(2)また、平成15年4月10日から同年12月25日まで、盛岡市と岩手県は、盛岡市水道計画に係る協議を行い、そのなかで盛岡市の水需給推計の見直しを行

った。その結果、目標年度（平成37年度）における給水人口は276,870人、一日最大給水量は高位推計でも124,738m³/日とされ、現有水源で対応が可能である、との結論が得られた。

したがって、盛岡市長及び盛岡市水道事業管理者は、水需要計画の見直し後すみやかに、基本協定第10条に基づき、協定内容の変更を協議し、盛岡市の築川ダムからの取水計画は中止されるべきであった。

第3 築川ダムの建設負担額

- 1 築川ダムの工事費概算額は340億円とされ、うち盛岡市の負担割合9.50%とされている。盛岡市水道事業管理者は、平成4年度から同18年度まで、総額32億3000万円の継続費を決定した。
- 2 この負担金に充てるため、盛岡市水道事業管理者からの交付請求に基づいて、谷藤裕明は、平成16年3月、水道事業会計に対する出資金6300万円を支出した。
- 3 また、齋藤勲は、平成16年3月16日、盛岡市一般会計からの出資金を含めて築川ダム建設負担金として1億9000万円を支出した。

第4 築川ダム建設負担金の支出の違法性について

1 地方財政における予算の準則

地方公共団体は、合理的な基準によりその経費を算定し、かつ、あらゆる資料に基づいて財源を捕捉し経済の実情に応じてその収入を算定して予算を編成し、さらに、予算の執行については、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて支出してはならず、もって当該地方公共団体の財政の健全な運営に努めなければならないとされている。（地財法2条、3条、4条）

また、水道事業等の地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされている（地方公営企業法第3条）。

- 2 本件においては、既述のとおり、基本協定締結後における人口増の停滞、一人あたりの原単位の伸び悩みにより、盛岡市は、平成11年6月、水需要計画を見直した結果、平成28年度の給水人口が31万1500人、1日の給水量が13万3900となり、築川ダムからの取水を含まない給水能力（16万9150

）でも、約3万5250の余裕が生じ、築川ダムからの取水がなくても将来の水需要に対応できることが明らかとなり、かつ平成15年の水需給推計見直しの結果においても、平成37年度における給水人口は276,870人、一日最大給水量は高位推計でも124,738m³/日とされ、現有水源で対応が可能である、との結論が得られていた。また、平成13年当時の盛岡市長であった桑島博は、平成13年9月17日、盛岡市議会において、築川ダムからの取水開始は御所浄水場の稼働（平成23年度予定）後おおむね40年から50年後と答弁していた。

したがって、谷藤裕明及び齋藤勲は、目標年次を平成28年度とする盛岡市水道事業第7次拡張計画においては築川ダムからの取水は不要であることを認識するとともに、平成28年度以降も相当長期間にわたって築川ダムからの取水は不要であることを認識していたことは明らかである。

- 3 したがって、谷藤裕明及び齋藤勲は、基本協定第10条に基づき、協定内容の変更を協議し、盛岡市の築川ダムからの取水計画を取りやめ、築川ダム建設負担金の支出を中止すべきであった。

しかるに、谷藤裕明及び齋藤勲は、水需要の不存在から、目標年次を平成28年度とする盛岡市水道事業第7次拡張計画においては、築川ダムからの取水は不要であり、かつその後も相当長期間にわたって築川ダムからの取水が不要であることを認識し、したがって盛岡市民には何らの便益をもたらさず、給水収益も見込まれないことを認識していたにもかかわらず、谷藤裕明においては、平成16年3月、盛岡市水道事業管理者からの交付請求に基づいて、水道事業会計に対する出資金6300万円を支出し、齋藤勲においては、平成16年3月16日、盛岡市一般会計からの出資金を含めて築川ダム建設負担金として1億9000万円を支出した。

これは、地財法2条、3条、4条に違反し違法であるとともに、地方公営企業法第3条にも違反する。

- 4 よって、本件築川ダム建設工事負担金の支出は違法であって許されず、かかる支出を行った谷藤裕明及び齋藤勲は、支出額について盛岡市に対して損害賠償責任がある。

第5 監査請求

原告らは、本件築川ダムの建設負担金の支出は違法であるとして、盛岡市監査

委員に対し，地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ，平成16年8月13日付けで，盛岡市監査委員は，原告らに対し，上記監査請求を棄却する旨の通知を行った。

第6 結論

よって，請求の相手方谷藤裕明は盛岡市に対し，同齋藤勲は盛岡市水道事業管理者に対して，それぞれ請求の趣旨記載の金員を返還する責任のあるところ，原告らは，地方自治法第242条の2第1項4号に基づき，被告らは各相手方に対し請求の趣旨記載の金員を請求するよう求める。

立 証 方 法

口頭弁論において提出する。

付 属 書 類

- 1 訴訟委任状 4通

当 事 者 目 録

〒020-0127 盛岡市前九年一丁目9番26号

原 告 伊 勢 昭 一

〒020-0105 盛岡市北松園四丁目15番5号

原 告 井 上 博 夫

〒020-0004 盛岡市山岸一丁目2番46号

原 告 外 川 正

〒020-0861 盛岡市仙北二丁目20番2号

原 告 八 幡 子

〒020-0023 盛岡市内丸6番15号 EST21ビル2階

佐々木良博法律事務所(送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 佐 々 木 良 博

同 上 小 笠 原 基 也

電 話 0 1 9 - 6 2 3 - 0 3 7 8

F A X 0 1 9 - 6 2 3 - 0 3 7 9

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所内

被 告 盛岡市長 谷 藤 裕 明

〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市水道部内

被 告 盛岡市水道事業管理者 浅沼信一